

京都市サポーターショップ認定制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、首都圏において京都市の魅力を発信する拠点として京都市を応援したいと考える「京都市サポーターショップ」(以下「サポーターショップ」という。)の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 首都圏で営業する飲食店又は小売業者(以下「飲食店等」という。)とする。

2 前項の首都圏は、首都圏整備法第2条第1項に規定する首都圏とする。

(認定要件)

第3条 市長は、飲食店等が次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、サポーターショップとして認定する。

- (1) 京都市に愛着があり、京都市を応援したいという想いがあること。
- (2) 飲食店等の店舗内や飲食店等が運営するホームページ、運用するSNS等において、京都市のプロモーションに関わる情報発信を行うこと。
- (3) 京都市のプロモーション事業への参画に努めること。
- (4) 京都市産や京都市内で加工された食材及び食品、京都の伝統産業品等の使用・販売に努めること。
- (5) 食品衛生法その他関係法令を遵守していること。
- (6) 認定を希望する飲食店等の所有者又は経営者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者(以下「排除対象者」という。)に該当しないこと。また、排除対象者が経営に実質的に関与していないこと。

(申請)

第4条 認定を希望する飲食店等の代表者(以下「申請者」という。)は、サポーターショップ認定申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(認定)

第5条 市長は申請内容を審査し、サポーターショップとして認定する場合はサポーターショップ認定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、認定した申請者に対し、認定証及びステッカー等を交付するものとする。

(認定の取消し)

第6条 申請者は認定の取消しを受けようとする場合は、市長にサポーターショップ認定

辞退届（第3号様式）を提出するものとする。

- 2 市長は、前項による届出が提出された場合のほか、申請者が要件を満たさなくなった場合や、信用を失墜する行為を行う等サポーターショップとして適当でないと判断した場合は、認定を取り消すことができる。

（債務及び事故、苦情等の処理）

- 第7条 サポーターショップにおける債務及び事故、苦情、損害等が発生した場合は、申請者が、自己の責任において必要な措置を講じることとし、京都市は一切の責任を負わない。

（補則）

- 第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総合企画局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。